

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会の 会議の公開等に関する要領

第1 趣旨

この要領は、兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人

傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

第3 委員会の開催周知

- (1) 会議の開催は、事前にインターネットや県公報等により周知するものとする。
周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第4 会議非公開の決定

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会設置要綱第6条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

第5 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は、委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第6 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、委員会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。
なお、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。
なお、会議開会後の入場は認めない。

第7 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。

- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

第9 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により委員会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

第10 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記第5及び第6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第7から第9までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、委員長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはいできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が退場を命じたとき。

附則

この規程は、令和7年6月10日から施行する。

(様式第 1 号)

傍聽申出書

令和 年 月 日開催

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会

[illegible]

(様式第 2 号)

NO.

傍 聴 証

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能
充実に向けたあり方検討委員会

令和 年 月 日

(様式第 3 号)

[illegible]